

# 登録左官基幹技能者更新のご案内

## 資格を更新される方

### 登録左官基幹技能者



日左連キャラクター

「さかん君」

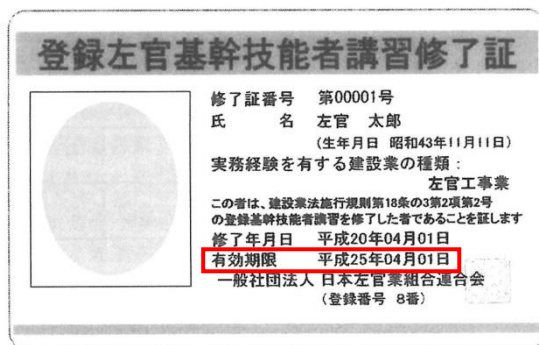
この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。

(一社) 日本左官業組合連合会

(国土交通大臣登録(第8号) 登録基幹技能者講習機関)

## 登録左官基幹技能者の資格更新について

登録左官基幹技能者資格の有効期限は5年となっており、有効期限の延長（5年）には、更新手続きが必要となります。有効期限内に更新手続きをされない場合は、資格が失効となりますので、ご注意ください。



### 1. 更新対象者

登録左官基幹技能者講習修了証に記載される有効期限が、以下の方が対象となります。

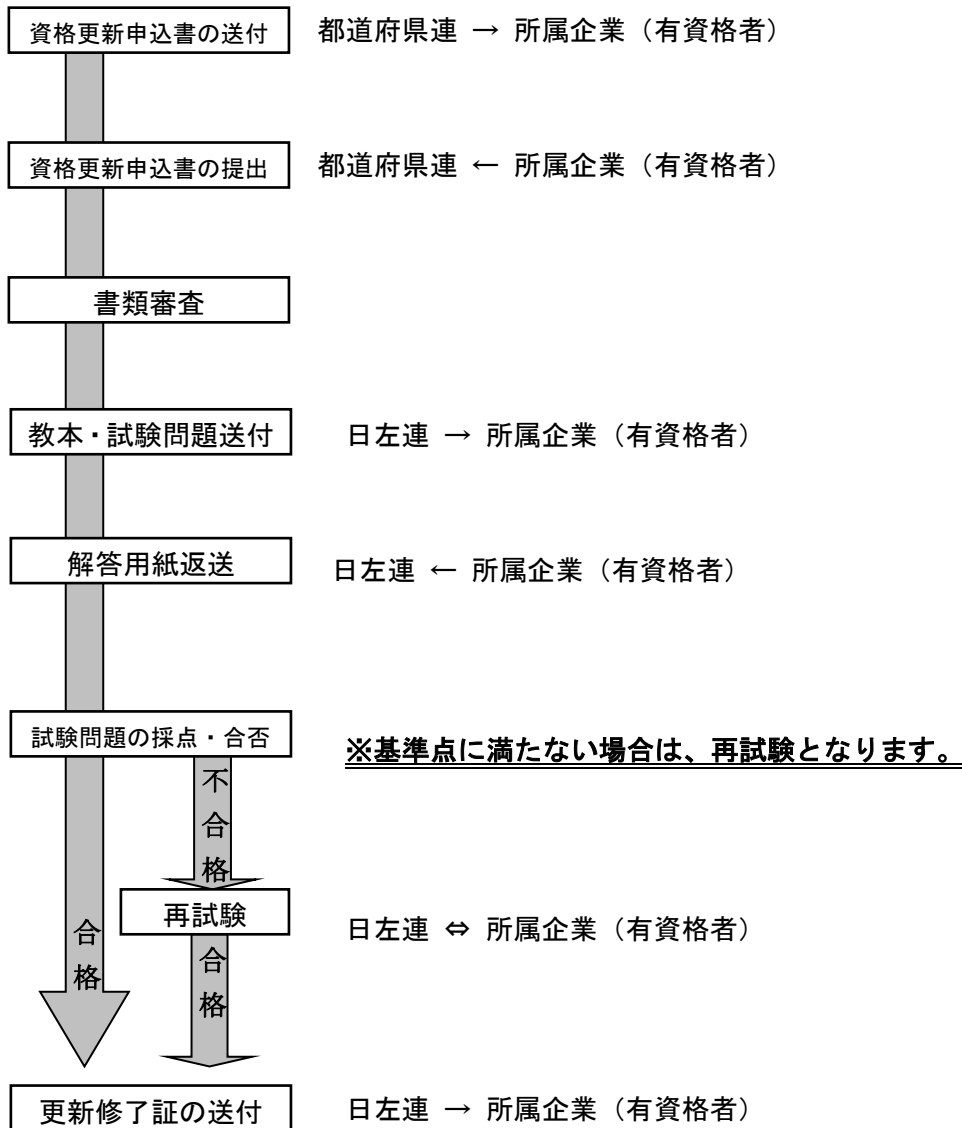
有効期限：令和6年（平成36年）〇月〇日

### 2. 更新申請の受付と失効

- (1) 講習修了証に記載されている有効期限の1年前から受け付けを開始することができる。
- (2) 講習修了証の有効期限を経過した場合、6ヶ月以内に限り更新講習の受講の申請を受け付けます（理由書が必要となります）。
- ((1)(2)の講習修了証の有効期限は、前回修了証の有効期限の翌日から起算して5年間となります。)
- (3) 講習修了証の有効期限経過後6ヶ月以上1年以内に更新講習の受講の申請があった場合は、当該年度に実施される直近の認定講習（講義は免除）を受講し、試験の結果が基準点に達した場合、講習修了証を発行いたします。その際の受講料は、認定講習の受講料に基づきます。
- ((3)の講習修了証の有効期限は、新たな修了年月日より5年間となります。)
- (4) 有効期限を1年以上経過した方は失効となります。
- (5) 試験の回答用紙返送期限から一カ月前後で講習修了証を発送いたします。お手持ちの講習修了証の有効期限を経過しても、新しい講習修了証が届かない場合は、日左連事務局までお問い合わせください。

なお、回答用紙返送期限を一カ月経過した時点で回答の返送が無い場合は、自動的に失効となります。

### 3. 更新手続きの流れ



#### 4. 必要書類

1	更新講習申込書	<p><b>様式 1 および様式 2</b> に記入、押印、顔写真・登録左官基幹技能者資格証の写し・受講料振込領収書の貼付け (顔写真) 5 cm × 5 cm を 1 葉 (写真は上半身無帽、無背景で申請 3 ヶ月以内に撮影したもの、写真裏に所属会社及び氏名を記入) ※講習申込書に貼付け</p>
2	資格証明書類 (A 4 版)	<p><b>当初講習時に求められた国家資格等の資格を証する書面の写し</b></p> <p>① 1 級左官技能士 ② 1 級建築施工管理技士 ③ 2 級建築施工管理技士 (仕上げ) ④ 職業訓練指導員 (左官職種) ⑤ 優秀施工者国土交通大臣顕彰者 (建設マスター) など</p> <p>職長・安全衛生責任者教育修了証 (労働安全衛生法 60 条) の写し、又は、事業主以外の元請の建設業者による証明書類</p>
3	実務・職長経験証明書	<p><b>様式 3 および様式 4</b> に記入、受講者押印及び所属会社等の証明、押印 ※受講者が事業主の場合は、誓約書を求める</p>
4	申請遅延理由書	<p><b>様式 2-2</b> 登録左官基幹技能者講習事務規程第 4 3 条に基づく講習修了証の有効期限が経過した場合は、提出してください。</p>

※書類に不備がある場合は、更新手続きができない場合があります。

##### (1) 申込方法

角 2 封筒 (A 4 用紙用) に受講申込書等を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法 (書留、配達記録など) で各都道府県連へ郵送してください。(封筒の前面左下に「登録左官基幹技能者講習申込書 在中」と明記のこと。)

##### (2) 申込期限

令和 5 年 ○ 月 ○ 日

#### 5. 更新手数料

11,000 円 (消費税込) ※テキスト代・修了証発行費用が含まれます。

※振込手数料は振込人の負担です。

※受講料はお返しいたしません。

6. テキストおよび試験問題

- ・テキスト 登録基幹技能者共通テキスト、登録左官基幹技能者講習テキスト  
※日左連発行書籍「左官施工法 2020」からも一部出題予定です。
- ・試験問題 25問（四肢択一式）

7. お問い合わせ

一般社団法人 日本左官業組合連合会

〒162-0841 東京都新宿区払方町25-3

TEL 03-3269-0560 FAX 03-3269-3219